

各 位

2018年12月14日

本日決定の与党税制改正大綱について

一般社団法人 日本書籍出版協会
理事長 相賀 昌宏
一般社団法人 日本雑誌協会
理事長 鹿谷 史明
一般社団法人 日本出版取次協会
会 長 近藤 敏貴
日本書店商業組合連合会
会 長 船坂 良雄

本日、与党が決定した平成31年度の税制改正大綱において、書籍・雑誌の消費税軽減税率については、「引き続き検討する」とされ、来年10月1日の消費税引き上げ時の適用は見送られました。

出版界は、平成28年度の与党税制改正大綱において、書籍・雑誌に対する軽減税率が引き続きの検討項目とされた後、諸課題につき真摯に検討し、鋭意、対応・準備をすすめてまいりましたが、今回も適用されるには至りませんでした。

食が「身体の糧」であるように出版物は「心の糧」であり、生きていく上で欠かせないものです。新聞と同様、全ての国民が書籍・雑誌等の出版物に広く平等に触れる機会を持つことは、民主主義の健全な発展と国民の知的生活の向上にとって不可欠です。

出版界は引き続き、書籍・雑誌への軽減税率適用を求めます。

以 上

【問合せ】日本書籍出版協会（電話 03-6273-7061）